

第1 はじめに

平成 25 年 6 月、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）が改正されたが、その改正法附則において、ストーカー行為等の規制等の在り方については、近年当該行為に係る事案の数が高い水準で推移していること、当該行為が多様化していること等を踏まえ、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとされた。また、政府はこれら行為の実情等を把握することができる立場にあることを踏まえ、ストーカー行為等の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、ストーカー行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取等の措置を講ずることにより、検討に当たって適切な役割を果たすものとされた。

これを受けて、ストーカー行為等の規制等の在り方全般について検討するため、学界、法曹界、被害者及び支援団体の委員からなる本「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」（以下「検討会」という。）が開催されることとなった（参考資料 1）。

検討会は、平成 25 年 11 月から 8 回にわたり開催され、その中では、警察庁から最近のストーカー事案の実態や警察における取組み等の説明を受け、また、ヒアリングにおいて、被害者支援団体の方、ストーカー事件御遺族の方、さらに婦人相談所やインターネット上の違法・有害情報通報受付機関の方、精神科医師、警察本部の担当者といった、ストーカー対策の第一線におられる方々から幅広く御意見を頂いた（参考資料 2）。その上で、ストーカー行為等による被害を防止し、被害者やその家族等の安全が確保される社会を築くため、各委員が率直に意見を述べ、幅広い議論を展開してきた。その結果を取りまとめたのが本報告書である。

第2 ストーカー行為等の現状及び検討の方向性

1 ストーカー行為等の現状

警察におけるストーカー事案の認知件数は年々増加し、平成 25 年にはストーカー規制法の施行後初めて 2 万件を超えたほか、ストーカー事案の検挙件数、警告・禁止命令等の件数のいずれも法施行後最多を記録した（参考資料 3）。

平成 25 年には、連続して電子メールを送信する行為が規制対象に追加され、禁止命令等を行うことができる公安委員会等が拡大されるなど、ストーカー行為の実態を踏まえた法改正が行われたが（参考資料 4）、同年 10 月に東京都三鷹市で発生した女子高校生被害殺人事件等を始めとして重大事案も発生しているほか、インターネットを通じて知り合った者によって、あるいはインターネット上においてストーカー行為が行われる事案や、若者を対象としたストーカー事案が増加しているなど、ストーカー事案をめぐる状況は極めて深刻であり、警察を含めた関係機関が更に一步踏み込んだストーカー対策を行うことが求められている。

2 検討の方向性

ストーカー規制法は、制定前には対応できなかったつきまとい等の行為への対応を可能としたものであり、ストーカー対策上有効なものであることは間違いない。実際に、警告、禁止命令等の行政手続によってつきまとい等をやめる者も多く、また、ストーカー行為罪や禁止命令等違反罪による検挙件数、警察本部長等による援助措置件数はいずれも増加傾向にあるなど、ストーカー規制法上の各種措置は効果的に行われている。

しかしながら、ヒアリング等により様々な課題も認められたところである。すなわち、ストーカー規制法上の規制対象行為と同様に相手方に不安を与える行為と評価できるにもかかわらず、現在は規制対象となっていない行為類型が存在している。また、ストーカー規制法に基づく行政措置は手続に時間を要するほか、罰則についても威力力・感銘力の観点から十分とは言えないなど、現行法の規制では不十分な点も認められる。

さらに、ストーカー行為等の規制のみでは対応できないと思われる課題も多く認められる。例えば、現実には行政措置や検挙等の措置がその後の行為の抑制という効果を持たない加害者も存在している。また、警察その他の関係機関において被害者の相談対応・被害者保護を行うための体制や、被害者を安全な場所に一時的に避難させたり長期的に避難する場合における被害者のニーズに応じた支援措置が不十分である。さらに、被害者の住所等に関する情報の管理が徹底されていない場合があること、ストーカー事案の手段や特徴、対処方法や相談先に関する情報が非常に乏しいこと、ストーカー犯罪特有の危険性と早期対応の重要性に関する教育・指導が不十分であること、そして、こうした対策のための関係機関による連携も不足していること、などの課題も認められる。

そこで、検討会では、ストーカー規制法によるストーカー行為等の規制を更に有効なものとするためにはどうすればよいかという方向性、及び、ストーカー行為等の規制に限らず、どのような効果的な対策を行うことができるかという方向性から、ストーカー対策の在り方全般について、幅広く議論を行った。

本報告書では、その結果を「ストーカー行為等の規制の在り方」、「加害者対策の在り方」、「被害者を支援するための取組み」に分けて、できる限り具体的に提言している。

第3 ストーカー行為等の規制の在り方

1 規制対象行為の拡大等

ストーカー規制法では、「特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的」（以下「恋愛感情等充足目的」という。）で、当該特定の者やその者と密接な関係を有する者に対して行われる一定の種類の行為を規制対象としている。しかしながら、現在規制対象とされている行為と同様に相手方に不安を与える行為と評価できるにもかかわらず、規制対象となっていない行為類型が存在し

ている。例えば、拒まれたにもかかわらず連続していわゆる SNS (Social Networking Service)¹等を用いてメッセージを送信する行為、被害者宅の付近をうろつくような「はいかい」行為等は、しばしば見られる行為であるが、いずれも現在のストーカー規制法による規制の対象外である。検討会では、こうした行為類型を規制対象とすることの是非について、検討を行った。

(1) SNS を利用したつきまとい等

SNS が普及し、ストーカー行為に用いられる実態があるが、例えば、拒まれたにもかかわらず SNS 上で執拗にメッセージ等を送りつけたりするなどの行為について、規制がないために対応が困難であった事例も認められる。

平成 24 年 11 月、神奈川県逗子市において、行為者が被害者に対して当時規制対象とされていなかった電子メールの連続送信行為を行った後に、当該被害者を殺害する事案が発生したことを受け、平成 25 年、ストーカー規制法が改正され、拒まれたにもかかわらず、連続して、電子メールを送信する行為が「つきまとい等」に追加されたが、この新たな規定は「電子メール」のみを対象としており、SNS によるメッセージ送信は規制対象とされていない。

検討会では、相手方に不安を与える行為は許されるものではなく、技術の進歩や社会情勢の変化に伴い、先も見通しながら、規制対象となる「つきまとい等」の内容は見直さなければならないという意見が強かった。

SNS は広く一般に普及し、特に現在の若者等にとって生活に不可欠なツールとなっており、今後、SNS を利用したつきまとい行為は一層の増加が見込まれること、そして電子メールの連続送信が既に規制されていることとのバランスも考えれば、SNS を用いたメッセージの送信についても、速やかに法律による規制対象とすることを検討すべきである。

具体的には、電子メールと同様、SNS によるメッセージの連続送信については、つきまとい等として規制することとし、ストーカー規制法第 2 条第 1 項第 5 号の電子メールと同様に位置付けることを検討すべきである。また、SNS に限らず、科学技術の発達や新たな電気通信手段の登場といった将来を見据えて、意思の伝達表示手段を包括的に規制する方向で検討すべきである。

他方で、ホームページや電子掲示板への書込み等も「つきまとい等」に含めることについては、それが相手方に対する直接的な行為ではなく、規制の対象が広くなりすぎるとの懸念もあることから、規制については、表現の自由とのバランスを踏まえた検討が必要で

¹ 社会的ネットワークをオンラインで提供するインターネットサービスのこと。会員制、登録者の非匿名性、各種コミュニケーションツールの充実を特徴とする。

ある。

なお、交際中に撮影、入手した相手の性的な画像等を、交際関係が解消されてから嫌がらせ目的などのためにインターネット上に掲載する、いわゆる「リベンジポルノ」については、名誉毀損、わいせつ等の罪に該当し得るほか、それがストーカー行為として行われる場合には、ストーカー規制法第2条第1項第8号で規制対象となり得るが、このような行為をそれ自体として端的に違法行為の類型とするかどうかなどについては、ストーカー行為の規制の在り方とは別に検討が必要である。

(2) 「はいかい」行為

恋愛感情等のもつれに起因するトラブル事案においては、相手方の自宅付近をうろついたり、相手方宅の付近に車を止めてそこに長時間滞在したりするなどの行為が見られる。しかし、ストーカー規制法第2条第1項第1号においては、相手方の住居等の付近において「見張り」をし、又は住居等に「押し掛け」ることが規制されているものの、相手方の動静を監視等するまでには至らない態様で相手方の自宅等の付近を「はいかい」するような行為はいずれにも該当せず、規制対象となっていない。

正当な理由もなく被害者宅の付近等をうろつくような「はいかい」行為は、既に規制対象とされている見張り等と比較しても、被害者が当該事実を知った場合に覚える不安の程度に大きく異なることはない。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）における保護命令の内容として、被害者の住居その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近を「はいかい」してはならないこととされていることも踏まえれば、「はいかい」行為についても現在ストーカー規制法第2条第1項第1号で規制対象とされている「見張り」や「押し掛け」と同様に位置付け、相手方の身体の安全、住居等の平穏等が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような場合、規制対象とすることを検討すべきである。

(3) 目的要件

マンションの住人間での生活音トラブルに起因して加害者が被害者宅に何度も押し掛けたり、職場の上司と部下の間での仕事上のトラブルに起因して加害者が被害者の使用する携帯電話に無言電話を架け続けたりするなど、近隣トラブル、職場・商取引上のトラブルに起因したつきまとい行為が見られるところ、ストーカー規制法では、恋愛感情等充足目的で行う一定の行為を規制の対象としていることから、これらの行為はストーカー規制法の対象外となっている。立法当時、このように一定の目的を持つものに限って規制することとしたのは、ストーカー規制法制定時のつきまとい等の実態として恋愛感情に起因するものがほとんどであったこと、また、国民に対する規制の範囲を最小限にし、取材活動、

組合活動等が規制対象とならないようにするためであった²。

検討会では、こうした目的要件がなくなれば被害者等が警察に相談しやすくなるとの意見、近隣トラブル等がきっかけとなってつきまとい等を受けることはあり得るといった意見、「正当な理由がなく」といった要件でも取材活動等を除くことはできるので、恋愛感情等を充足する目的は必ずしも必要ではない、といった意見なども示された。

他方で、目的要件を撤廃すれば、一般的な取材活動や調査活動等であっても幅広く規制対象となるおそれがあること、ストーカー規制法の規制対象範囲が広がってしまい、本来重く処罰するべき事案に対して、重罰化が困難になるおそれがあることから、相当慎重な配慮が必要であるとの意見、既に都道府県の迷惑防止条例で規制が行われていることを考慮すべきであるという意見³もあった。

現在問題となっており、本検討会で対策を検討している恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案においては、目的要件を撤廃すれば警察が有効な措置を執り得るようになる事案が多数発生している状況は認められない。恋愛感情等を充足する目的以外の目的で行われる行為を広く規制対象とするべきか否かという点は、ストーカー規制法の在り方そのものに関わる議論であることから、目的要件の撤廃については、その具体的な必要性や撤廃した場合の問題点等について、今後の課題として更なる研究が必要である。

2 禁止命令等の制度の見直し

ストーカー規制法では、つきまとい等をされて不安を覚えている者からの申出に応じて、まず、警察本部長等がその行為者に対して警告を行い、当該警告に従わなかった場合に、都道府県公安委員会が、聴聞手続を実施の上、罰則で担保された禁止命令等を行うこととされている。また、申出をした被害者の身体の安全等を確保するため緊急の必要がある場合には、警察本部長等は警告や聴聞を行うことなく仮の命令を発することができ、都道府県公安委員会は、仮の命令があった日から15日以内に意見の聴取を行うことにより、聴聞を行わないで禁止命令等を行うことができることとされている。

このように、禁止命令の前に警察本部長等が警告を行うこととされたのは、つきまとい等は元交際相手、元配偶者、知人等から行われることが多く、行為者は自らの行為がつきまとい等に該当することを自覚していないような場合もあることから、まずは警告により行為者の自覚を促して、ソフトに問題の解決を図ることとされたためである。そして、現実にも、警察が注意・警告することによって問題が解決するケースが少なくないと考えられたこと

² 「国民に対する規制の範囲を最小限にするためにも、規制の対象を、恋愛感情その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で行われるものに限ったところであります。」(平成12年5月16日参議院地方行政・警察委員会 松村龍二議員(草案提案者)答弁)

³ 平成26年3月現在、34の都道府県ではストーカー規制法の規定する「恋愛感情等充足目的」以外の目的によるつきまとい行為を禁止し、罰則を設けている。この規定に違反する行為として検挙されたものは、平成25年中、全国で131件である。

も、こうした制度とした理由と考えられる。

確かに、現在でも、ストーカー規制法における警告、禁止命令等の行政措置は、ストーカー行為者に対し相当程度の抑止効果があると考えられる⁴。しかしながら、最近の事例からも明らかなように、ストーカー事案は事態が急展開して重大事件に発展するおそれが高いという特徴があり、警告や禁止命令等をより適時的確に発出でき、効果的に機能させることが必要な状況となっている。

現行制度の問題点としては、例えば、警告については、違反したとしても罰則が設けられておらず、直接の担保措置がない。禁止命令については、違反が罰則で担保されているものの、警告違反があつて初めて発出されるほか、聴聞手続や都道府県公安委員会の決定を得る手続に相応の時間を要するといった問題がある。また、仮の命令については、対象行為が限定され、違反が罰則で担保されていないことに加え、15 日間の効力しかなく、事後に禁止命令等の手続を行うことになることなどから、事実上ほとんど使われていない⁵。こうした現状に鑑みれば、より迅速性を持ち、かつ、抑止効果と手続的な公正も保つような制度が求められている。

検討会では、禁止命令等の発出主体を警察署長や警察本部長に委任することができるようにすべきとの意見、警告を前置せず禁止命令等を発出できるようにすべきとの意見、警告・禁止命令のほかに、罰則で担保され緊急的に発出できる命令を設けるべきとの意見、緊急時には手続を簡素化すべきとの意見などが示された。必要な手続を確保しつつ、より迅速かつ効果的な命令を発出できるような制度を検討すべきである。

なお、配偶者暴力防止法上の保護命令は裁判所が発出していることから、禁止命令等の主体を裁判所とすることについても検討すべきであるとの意見も示されたが、ストーカー事案対策では、警察が事案の全体を把握しながら警告、禁止命令、検挙措置等を組み合わせて対応を行っているところ、命令の手続のみを裁判所が行うこととすれば警察の対応に間隙が生じるおそれがあるほか、保護命令においても、裁判所が正式に申立てを受理するに先立ち警察等における相談等を経ていることを考えると、裁判所が発出する命令のほうが迅速であるとは必ずしも言えないところであり、命令の発出主体を裁判所とすることについては、慎重な検討が必要である。

3 ストーカー行為罪の罰則の強化等

⁴ 平成 25 年 4 ～ 6 月に警察が認知したストーカー事案 5,437 件のうち、口頭による指導警告を実施したものが 2,349 件、ストーカー規制法上の警告を実施したものが 407 件、禁止命令等を発出したのが 11 件ある。これらについて、その後行為が継続せず効果があつたと認められたものが、指導警告で 2,070 件 (88.1%)、文書警告で 345 件 (84.8%)、禁止命令等で 7 件 (63.6%) であり、警察の警告によって約 9 割の行為が止まっている。

⁵ 平成 25 年中のストーカー事案の認知件数 21,089 件に対し、警告発出件数は 2,452 件、禁止命令発出件数は 103 件、仮の命令の発出件数は 0 件である。

(1) 罰則の強化

現在、ストーカー行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金、禁止命令等違反罪は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(禁止命令等に違反してつきまとい等を行ったがストーカー行為には該当しない場合は、50万円以下の罰金)とされている。このような比較的軽い罰則であるのは、ストーカー行為は基本的に軽犯罪法違反の罪より重く、刑法の罪より軽いものを処罰の対象としているという位置付けとされているためである⁶。そのため、行為者に対する威嚇力・感銘力に乏しいほか、検挙しても、多くの加害者は執行猶予や罰金刑等の判決により短期で釈放されている実態にある⁷。また、被害者にとっては、警察が検挙措置を図っても加害者がすぐに出所等して、行為の再発や復讐のおそれがあるなどの理由で、検挙措置に消極となる状況も見受けられる。

検討会では、ストーカー行為には深度の大きいものや相当長期間にわたって行われるものなどもあり、制定当時よりも保護法益の侵害の程度については大きいものと評価されているという事情の変化があること、罰則が重いほうが、加害者が治療等の措置を受ける動機付けとなり得ること、ストーカー行為は被害者の心身に大きな影響を与える重大な犯罪であることを社会に認識させる必要があることなどを踏まえ、罰則は引き上げるべきとの意見が大勢であった。また、禁止命令等違反罪の罰則については、禁止命令等違反は行政手続を経た命令に従わないという悪質性や国家的法益への侵害という性格も有することからも引き上げるべきである、といった意見や、他法令における命令違反罪の罰則とのバランス等を考える必要があるとの意見もあった。

他方、一般的にストーカー事案における罰則規定は必ずしも行為者に対する威嚇力・感銘力が期待できず、また、被害者にとって加害者の処罰は二次的な問題であることから、罰則以外のより効果的な行政措置を考えることが重要だとの指摘もあった。

罰則の強化のみならず効果的な行政措置を検討することは当然必要であるが、平成25年中のストーカー事案認知件数は21,089件と法施行後過去最多となり、平成13年の14,662件と比べて大幅に(43.8%)増加していること、ストーカー行為罪で検挙された場合も、多くの加害者は執行猶予や罰金刑等の判決ですぐに釈放されていること、最近で

⁶ ストーカー行為と関連が深い刑法犯及び軽犯罪法違反の罰則は次のとおりである。

名誉毀損罪：3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金

住居侵入罪：3年以下の懲役又は30万円以下の罰金

強要罪：3年以下の懲役

わいせつ物陳列罪：2年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金若しくは科料、又は懲役及び罰金の併科

脅迫罪：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

暴行罪：2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

軽犯罪法違反：拘留又は科料

⁷ 平成25年4～6月に警察が認知したストーカー事案5,437件のうち、ストーカー行為罪で逮捕した事案は85件あるが、そのうち実刑は4件のみであり、その他に罰金刑が36件、不起訴(起訴猶予)が18件である。実刑の内訳は、1年以上2年未満：1件(窃盗罪、住居侵入罪と同時送致)、6月以上1年未満：1件、3月以上6月未満：1件、3月未満：1件である。

もストーカー行為者による凶悪犯罪が続発していることなどにも鑑みれば、ストーカー行為が国民生活に重大な脅威を及ぼしていることが明らかであり、今後、ストーカー行為の抑止を図るため、刑法等の罰則との均衡に配慮しつつも、国民の納得のいく重さにまで罰則を引き上げることを検討すべきである。

(2) 非親告罪化

現在、ストーカー行為罪（第13条第1項）は親告罪とされており、告訴がなければ公訴を提起することができない。親告罪とされている理由については、訴追された場合、被害者のプライバシーにかかわる事項が公となって、被害者の不利益を招く場合があること、また、比較的軽微な個人的法益を侵害する罪であり、被害者の意思に反して訴追する必要性に乏しいことが挙げられる。

ストーカー事案の被害者は、加害者が身近な人物であるなどの理由から、被害届の提出をためらうことが多い⁸。実際に、被害者が告訴をためらったり、望まなかったりするため、やむなく警告や防犯指導の措置を講じていた間に、加害者の行為がエスカレートし、殺人等の重大事案に至る例もあるところ、同罪を非親告罪とすれば、特に危険性の高い事案等の場合に、被害者が加害者の強い影響下にあるなどの事情で被害者からの告訴のない段階でも、加害者に対する捜査を進め公訴を提起することができ、加害行為を抑止しやすくなると考えられるが、他方で、被害者本人の意思に沿わない形で捜査が行われる場合が生じ得る。

検討会では、実務上、被害者の意向も聞いた上で捜査が行われることから、被害者の負担を軽減するために告訴要件はなくすべきといった意見や、告訴要件をなくすことにより迅速な取締りや捜査が可能になるといった意見、強姦罪について女性被害者の視点から親告罪ではなくすべきとの議論があり、ストーカーについても同様にすべき、といった意見が示された。他方で、他の親告罪とされている罪との均衡への配慮が必要であるといった意見があったほか、親告罪規定は存置した上で被害者の感覚と事案の危険度が乖離している場合の対応をよく検討する必要があるとの指摘もあった。

ストーカー規制法の立法当時は、ストーカー行為を社会的逸脱行為として位置付ける度合いが比較的低かったが、現在では重大な犯罪につながるおそれが強いものと認識され、その保護法益は決して軽微とは言えないこと、この種事案は事態が急展開するおそれがあり、被害者保護のためにできるだけ迅速な捜査・取締りが求められていることなどに鑑みれば、今後、ストーカー行為罪については非親告罪とする方向で一層の議論がなされるべきであろう。

⁸ 平成25年中に認知したストーカー事案における加害者と被害者の関係は、交際相手（元交際相手含む）が51.8%、知人・友人が11.5%、勤務先同僚・職場関係者が9.9%、配偶者（内縁・元配偶者を含む）が9.1%と、これらの関係が80%以上を占めている。

(3) 常習累犯規定

同一の被害者に対してストーカー行為を繰り返し、ストーカー規制法違反等で複数回逮捕された事例など、何度も執拗にストーカー行為を繰り返す加害者が存在していることから、検討会では、こうした加害者に対する罰則を強化できないかが議論となった。

検討会では、罰則による行為の抑止効果のみならず、被害者からの隔離という意味からもこうした加重処罰が必要との意見や、複数の人に対してストーカー行為をする者は常習犯として加重処罰すべきではないかとの意見があった一方で、ストーカー行為自体が行為を反復することが予定されており、こうした罪質を考えるとそのような規定は不要である、との意見もあった。既に禁止命令等違反罪がストーカー行為罪の加重処罰的な類型で設けられていることや刑法に再犯加重規定があることとのバランスを考慮する必要があること、ストーカー行為罪や禁止命令等違反罪の罰則を引き上げることとする場合、常習累犯については更に重い罰則としなければならないが、その妥当性をよく検討する必要があること、また、ストーカー事案は様々な罰条で検挙されているところ、加重処罰の前提としての同種前科を罪名・罰条で適切に限定するのが困難であること、といった点を踏まえれば、常習累犯規定の創設については、慎重な議論が必要であると考えられる⁹。

第4 加害者対策の在り方

前述のとおり、多くのストーカー加害者は、注意や警告等の措置で行為が止まると考えられるが、他方こうした措置が効果を持たず、検挙等されることをも考慮せずに大胆な犯行に及び、また、何回警告・検挙等されても長期間にわたってつきまとい等を続ける加害者が存在する。

現在、警察庁では、被害者に対する支配意識・執着心を取り除くため、専門家によるカウンセリングや治療を実施するなどの精神医学的・心理学的手法について調査研究を行っている。このように行為者の内面に働きかけ、被害者に対して有する支配意識や執着心を取り除くことを目的としたカウンセリングや治療を実施することは、警告や検挙等の措置をもってしても行為を止めることができない行為者に対する有効な対策となる可能性があると考えられ、今後、調査研究を推進し、より効果的な加害者対策につなげることを期待したい。

加害者対策については、警察庁だけではなく、法務省、厚生労働省等の関係省庁や医療機関等が連携の上、様々な段階で加害者に対して更生プログラムを実施することについて検討すべきである。

例えば、警察による文書警告等に際して医療関係者等による更生プログラムを受けるよう

⁹ 現在、迷惑防止条例においてつきまとい等を規制する34都道府県のうち、31都道府県では常習者を加重処罰する規定が設けられているが、平成25年中にこれが適用された事例はなかった。

勧奨すること、警察以外の機関が被害者から相談を受けた際に加害者と連絡を取って更生プログラムを受けるように勧めること、性犯罪者に対する取組みを参考にしつつ、刑務所に服役中の者や保護観察中の者に対して更生プログラムを実施することなどが考えられるところであり、関係省庁においてその在り方を検討すべきであるとする。

また、加害者の更生が図られているか否かを定期的にフォローする取組みも必要である。警察においては、例えば警告等の措置を講じたことによって、一時的・表見的に加害行為が収まったような場合であっても、加害者の状況をその後も継続的に把握するように努めるべきであるし、また、加害者の更生プロセスについて保護観察所がモニタリングするなど、保護観察制度の活用や保護観察類似の制度の導入についても検討すべきであろう。

なお、更生プログラムが有効と認められる場合において、加害者に対して強制的に治療等を受けさせる仕組みの導入が必要との意見もあったが、そのような仕組みの導入には課題が多いと考えられることから、今後更なる検討が必要である。

第5 被害者等を支援するための取組み

ストーカー被害者を支援するための取組みは、警察だけでなく、司法、福祉、医療、教育等の関係機関や民間団体等が積極的に関与して、社会全体で行わなければならない。ストーカー被害者を支援するための取組みについては、様々な角度からのアプローチが考えられるところ、検討会では、大きく分けて「支援体制の整備」、「被害者の避難場所の確保等」、「被害者情報の保護」、「被害者等に対する情報提供等」、「ストーカー予防のための教育等」に関して議論を行った。

1 支援体制の整備

(1) 警察における体制整備

ストーカー事案の認知件数は増加傾向にあるが、警察には、被害者等の心情等に配慮しながら相談対応を行い、加害者に対する検挙等の措置と被害者等の避難その他の一時保護対策を的確に実施することが求められている。そして、加害者に対する行政措置や検挙措置を講じた後も、長期間にわたって被害者の保護対策を実施しなければならないケースも多くあるところ、現在、警察ではそのための要員が全く不足している状況にあり、ストーカー事案による被害の防止を図るためには、警察官の大幅な増員が必須であるとする。

その際、特に、ストーカー事案は、被害者が相手方との関係を考慮して真実を話さなかったり事件化を躊躇したりすることがある一方で、事態が急展開して重大事件に発展することがあることから、できるだけ被害者等のニーズに応じて対応する必要がある。被害者の多くが女性であるということなどを考慮すれば、被害者の状況や要望等に応じて女性警察官による対応が必要とされる場合に十分対応できるようにする必要があるが、警察にお

いては、女性警察官の数が極めて少ない状況にある。このため、特に女性警察官を中心とした体制の抜本的増強を図ることを検討する必要がある。

もとより、いくら体制を強化したところで、警察職員一人一人が、ストーカー事案の特徴を理解し、被害者の心情をよく理解した上で、被害者を絶対を守るという強い気持ちを持って対応しなければ、真の被害者保護は図れないことから、これを徹底するための教養・訓練等を充実させるべきことは、当然の前提である。

全国どこの警察においても相談への対応、危険性の判断、保護対策等が適切に行われる必要があることから、全国的な指導を行うために必要な体制の強化を図ることも重要である。

(2) 各機関における体制整備

ストーカー被害の未然防止・拡大防止のためには、できる限り早期に事案に対応することが重要であるが、被害者と加害者の関係性から警察に相談することに躊躇する、警察に相談したことが相手に知れた場合報復されるという恐怖があるといった理由から、警察へ相談することに抵抗感を持つ被害者も多く、また、他の機関の相談窓口が十分でないことから、結果としてどこにも相談に行かないことや、警察に相談に来た段階では既に事態が深刻化し危険が差し迫った状況に至っていることも多いと考えられる。

検討会のヒアリング参加者からは、警察以外の機関がノウハウを持ち適切なアドバイスができるようにすべき、ストーカー被害が顕在化する前の予兆段階で相談を受けて調査を行う体制の整備が必要、といった意見が示されたほか、委員からは、加害者、被害者、及びそれぞれの家族が相談できるような相談専門機関を創設するべき、といった意見が示された。

早い段階から広く相談を受け付けて被害者等に対する支援を行う機関が必要であり、相談の窓口となり得る婦人相談所、学校、地方自治体、男女共同参画センター、法テラス等の関係機関においては、ストーカー事案の特徴、危険性、早期の相談の必要性等の情報を積極的に提供するとともに、ストーカー相談への対応や被害者等の支援等に当たる体制を拡大・充実させるべきである。

また、配偶者暴力事案については、配偶者暴力防止法において婦人相談所その他の適切な施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすものとして法的に位置付けられ、被害者支援の中心的役割を担っているが、平成 25 年に改正されたストーカー規制法においても「婦人相談所その他適切な施設による支援」が明記されたことを踏まえ、関係省庁等においては、今後、ストーカー事案において被害者支援の中心的役割を果たす機関について検討すべきである。

さらに、各機関にまたがるストーカー事案対策を実効性のあるものとして行うため、関係省庁・関係機関の連携した取り組みが必要であり、その在り方について検討すべきである。

2 被害者の避難場所の確保等

ストーカー被害者やその親族に危害が及ぶことを避けるためには、加害者に対し事件検挙等の措置を講じる一方で、被害者については、安全な場所への避難や一人にさせないための措置を講じなければならない。しかし、現状では、避難先を自ら確保することが困難な被害者等にとっては、利用可能な一時避難施設が十分とは言えない。例えば、各都道府県には公的避難施設として婦人相談所等があるものの、受入態勢は様々であり、夜間や緊急時等に利用できない施設もある。したがって、関係省庁等は、今後、夜間や緊急時等も含めて、婦人相談所、民間シェルター等、ストーカーの被害者等が一時的に避難することができる場所を確保するために必要な連携体制整備等の措置を検討する必要がある。

一方で、家庭、学校、職場等の事情で避難施設への入所が困難なストーカー被害者がいるところ、こうした被害者に対しては、避難措置以外に執り得る支援措置を実施することはもとより、こうした被害者であってもできる限り避難しやすいような環境整備に努めることも重要である。

また、被害者等が長期的に避難する場合の支援措置として、公営住宅への優先的な入居制度や転居費用の補助の例があるが、こうした支援措置の在り方についても更に検討する必要がある。

3 被害者情報の保護

ストーカー行為者は、様々な手法で相手方の人定や居場所を探し出そうとする傾向にあり、また、ひとたび相手方を発見した場合には、重大な加害行為に及ぶこともあることから、ストーカー行為を受けている被害者等の人定や居場所につながる情報は秘密として行為者側に知られることのないようにする必要がある。しかしながら、これまでも、ストーカー行為者が様々な手段により相手方の住所等を把握し、結果として、被害者を殺害するに至った重大事案が発生しているところである。

警察では、ストーカー事案等の再被害防止への配慮が必要とされる事案においては、逮捕状請求等の段階において、被疑者に知られるべきではないと思われる被害者等に関する情報を被疑事実の要旨に記載しないこととするなどの取組みを進めているが、今後も積極的に被害者情報を保護する工夫を行っていく必要がある。こうした取組みを含めて、関係省庁等においては、ストーカー被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者に対して被害者の秘密の保持に十分な配慮をしなければならないことについて徹底するための取組みを推進する必要がある。

ストーカー行為者が被害者の住所を探索する目的は、住民基本台帳法上、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等を拒む理由に当たり、ストーカー行為者からの閲覧等に係る請求に対し

ては、閲覧等をさせないこととされている。しかしながら、現状では、被害者が閲覧制限支援措置を申し出ているにもかかわらず、自治体内での情報共有がなされていないために、情報を提供してしまった事例や、加害者による虚偽の申立てに対して、自治体担当者が被害者の住所等の情報を提供した事例など、不適切な事例が見られることから、今後、被害者の住所等の情報が知られることのないよう、地方自治体において住民票閲覧制限等の支援措置の厳格な運用を図る必要がある。

また、ストーカーの被害者等に関する情報がストーカー行為者に渡ることを防止するための措置について検討すべきである。

4 被害者等に対する情報提供等

ストーカー被害の未然防止・拡大防止のためには、国民一人一人がストーカー行為の手段や特徴がどのようなものであるか、ストーカー行為に対してどのように対処すればよいか、どこに相談すればよいのかといった情報を持ち、社会全体で早期に危険の兆候を把握し、対応することが極めて重要であるが、現状では、そのような情報が十分に提供されているとは言い難い。

こうした点について、ヒアリング参加者からは、被害者支援 NPO、学校の教員、家族、友人、職場等が被害者を支えるために必要な情報がほとんど得られないという問題が指摘されたほか、女性向けの自己防衛マニュアルや啓発のための講座といったストーカー被害が顕在化する前の段階で参考になる情報の必要性や、実際に被害に遭った際の相談先や方法等について全国民が知っておくような手立ての必要性が訴えられた。

現在、警察では、警察庁や都道府県警察のホームページ等においてストーカー規制法等に関する情報を一定程度提供しているものの、その内容等は十分なものとはいえないことから、ストーカー事案の特徴、危険性、自己防衛手段、早期の相談の必要性等、ストーカーに関する情報について、インターネットホームページを含む様々な手段により提供して周知・啓発を行うための取組みを推進すべきである。また、婦人相談所、男女共同参画センター、自治体の各種相談窓口、学校、職場、被害者支援の民間団体等においても同様の取組みを推進することにより、社会全体で周知・啓発を行う必要がある。

これに関連して、こうした情報を適時適切に提供するため、そして効果的な被害者対策・加害者対策を行うためには、インターネットの普及やコミュニケーションツールの変化といった最近の社会情勢を踏まえた被害実態等の把握が不可欠であることから、国や地方公共団体は、ストーカー被害の実態等を把握するための調査研究の推進について検討すべきである。

5 ストーカー予防のための教育等

検討会のヒアリングでは、被害者支援の現場では若年層のストーカー被害が深刻化しており、特に若い世代であればあるほど、どこに相談してよいか、どう対処してよいか分からないという実態があることから、小中高のあらゆる教育現場でコミュニケーション能力を培うような教育が必要であるとの意見があった。

ストーカー事案を未然に防止するためには、ストーカー事案の被害者にも加害者にもならないようにするため、ストーカー行為特有の危険性と早期対応の重要性を社会全般に広く教育指導する必要がある、特に、学校が果たす役割は極めて大きい。

ストーカー被害者を年代別に見ると、10歳代の被害者の割合が増加する傾向にあり、高校生が被害者となる深刻なストーカー事案も発生している。特に、若者の間でスマートフォン等を利用したインターネット上のコミュニケーションが日常的に行われている実態を踏まえれば、今後、インターネットを利用した出会いの増加や交際の態様の変化による短絡的な犯罪の増加など、若い世代におけるストーカー問題は深刻化することが懸念される。

また、いわゆる「リベンジポルノ」についても、ストーカー行為の一形態として行われることがあり、今後、特に若い世代でこうした行為が増加することが予想されることから、こうした行為はやってはいけないことだと加害者に分からせるため、そして、そのような写真を撮ったり撮らせたりしないための教育も必要である。

したがって、教育現場において、インターネットを利用したコミュニケーションや交際・交友関係の構築に当たっての留意事項、適切なコミュニケーション方法や人間関係の育み方など、ストーカーの被害者にも加害者にもならないための具体的な教育を推進する必要がある。また、ストーカー行為に用いられるインターネット上のツールが多数存在しており、セキュリティ対策を徹底すること、自分の行動や情報が第三者に知られる可能性があることについて理解した上でインターネットを利用すべきことなどについても、併せて教育することが不可欠である。また、こうした教育指導を適切に実施し、子供が相談できる窓口として適切に機能するためには、学校の教員に対する研修も必要である。

第6 おわりに

本報告書で提言した内容には、ストーカー規制法等関係法令の整備が必要となるもの、予算措置や人員の増員措置を要するものなど、直ちに実施することが困難な施策もあるが、いずれにしても、ストーカー事案は被害者に多大な不安や苦痛を与えるとともに、重大事案にまで発展する危険性もあることに鑑みれば、今後、関係当局において、提言した各施策が可能な限り速やかに実施されるべく努力することを強く望むものである。

また、ストーカー対策の視点は極めて多様であり、検討会においても様々な論点が示されたが、議論を通じて結論の出なかった点や、議論の十分及ばなかった点は、本報告書におい

(2014.7.7 現在案)

でもその旨を記載した。これらの点については、今後、一層の検討や議論が積み重ねられていくことを期待したい。

ストーカー被害の未然防止・拡大防止のためには、関係省庁が家庭や学校、職場、民間団体等とも連携して危険の兆候をいち早く把握して対応し、被害者の支援を行うなど、社会全体での取組みが推進されなければならない。そのため、本提言の内容については、広く社会に提示したいと考える。

なお、今後、ストーカー対策については必要な見直しが行われ、改善すべき点があれば検討が行われることも、併せて要望するものである。

参考資料 1

ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会 委員名簿

(有識者委員)

紀藤 正樹	弁護士
櫻井 敬子	学習院大学教授
田尾 健二郎	元広島高裁長官、前国家公安委員会委員
前田 雅英	首都大学東京法科大学院教授 座長
宮地 尚子	一橋大学教授

(被害者関係委員)

猪野 憲一 桶川事件御遺族

(猪野 京子)

小早川 明子 NPOヒューマニティ理事長

(関係省庁)

警察庁生活安全局生活安全企画課長	鈴木 三男
内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室長	水本 圭祐
法務省刑事局刑事課長	山元 裕史(久木元 伸)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長	小野 太一

(オブザーバー)

法務省 民事局参事官室、保護局監察課、矯正局成人矯正課
文部科学省 生涯学習政策局情報教育課、初等中等教育局児童生徒課、スポーツ・青少年局学校健康教育課

事務局 警察庁生活安全局生活安全企画課

ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会 開催経過

第1回(平成25年11月1日)

- ・ 各委員からの発言
- ・ 事務局説明

第2回(平成25年12月4日)

- ・ 関係者ヒアリング
近藤 恵子 NPO法人全国女性シェルターネット共同代表
中島 幸子 NPO法人レジリエンス代表
逗子事件御遺族
- ・ 事務局説明

第3回(平成26年1月28日)

- ・ 関係者ヒアリング
竹内 景子 東京都女性相談センター所長
吉川 誠司 インターネットホットラインセンター長
福井 裕輝 男女問題解決支援センター代表理事
岡本 圭司 兵庫県警察本部ストーカー・DV対策室調査官
- ・ 事務局説明

第4回(平成26年3月4日)

- ・ 関係省庁等(内閣府・厚生労働省・文部科学省・日本司法支援センター)からの発表
- ・ 個別論点について議論

第5回(平成26年4月22日)

- ・ 個別論点について議論

第6回(平成26年6月16日)

- ・ 個別論点について議論

○ 第7回(平成26年7月14日)

- ・ 報告書取りまとめに向けた議論

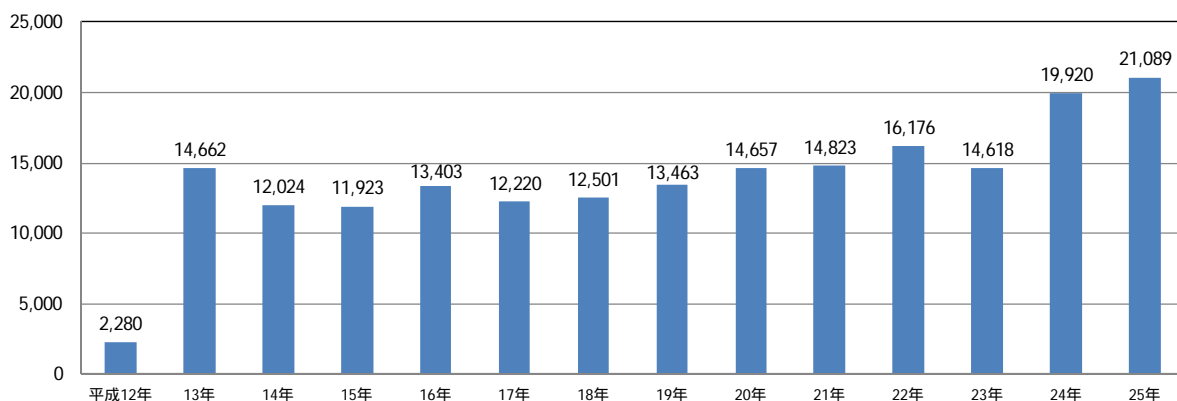
第8回(平成26年7月29日)

- ・ 報告書の取りまとめ

平成25年中のストーカー事案の対応状況

1 ストーカー事案の認知状況

21,089 件で前年比 1,169 件 (5.9%) 増加し、法施行後最多。



注1) 執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。

注2) 平成12年は、ストーカー規制法の施行日(11月24日)以降の認知件数

2 ストーカー事案の検挙状況

刑法・特別法の適用による検挙は、1,574 件で前年比 70 件 (4.7%) 増加、ストーカー規制法違反検挙は、402 件で前年比 51 件 (14.5%) 増加で、いずれも法施行後最多。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
検挙件数				1,773	1,889
刑法・特別法検挙	759	877	786	1,504	1,574
殺人(未遂を含む。)	11	7	7	3	15
強姦	6	8	6	9	8
暴行	70	73	62	141	153
傷害	93	160	120	243	227
脅迫	87	106	90	277	286
強要	17	14	17	23	34
恐喝	14	17	6	26	22
窃盗	44	35	34	46	48
強制わいせつ	8	12	10	17	29
住居侵入	124	147	125	270	263
逮捕監禁	20	22	18	18	20
名誉毀損	20	17	20	30	22
業務妨害	2	5	1	1	6
器物損壊	94	93	91	160	147
暴力行為処罰法	14	11	13	27	34
軽犯罪法	23	27	29	37	33
銃刀法	30	33	39	49	57
迷惑防止条例	35	31	41	48	69
その他	47	59	57	79	101
ストーカー規制法違反検挙	263	229	205	351	402
ストーカー行為罪	261	220	197	340	392
禁止命令等違反	2	9	8	11	10

(2014.7.7 現在案)

注1) 検挙件数は、刑法、特別法、ストーカー規制法いずれかの罰則を適用して検挙した件数

注2) 刑法・特別法検挙は、

- ・複数罪名で検挙した場合は、最も法定刑が重い罪名で計上
- ・発生した事件を検挙した後、当該事案がストーカー事案であることが判明したのものも含む。
- ・未遂のある罪については未遂を含む。
- ・「その他」は、放火、強盗、不正アクセス禁止法違反 等

注3) ストーカー規制法違反検挙は、同法違反で検挙した件数すべてを計上

ストーカー規制法の一部改正関係

電子メールの連続送信を含む事実での検挙件数 43 件

(いずれもストーカー行為罪) (平成 25 年 7 月 23 日施行以降)

3 ストーカー規制法の適用

警告、禁止命令等とともに、法施行後最多。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	対前年比	増減率
警告	1,376	1,344	1,288	2,284	2,452	168	7.4%
禁止命令等	33	41	55	69	103	34	49.3%
仮の命令	0	0	0	0	0	0	

ストーカー規制法の一部改正関係

- ・電子メールの連続送信に係る事実による
警告 143 件 禁止命令等 8 件 (平成 25 年 7 月 23 日施行以降)
- ・被害者の居所、行為者の住所地、行為地を管轄する警察又は公安委員会による
警告 95 件 禁止命令等 4 件 (平成 25 年 10 月 3 日施行以降)
- ・警告申出人の申出を受けて禁止命令等を実施 30 件 (平成 25 年 10 月 3 日施行以降)

警察本部長等の援助

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	対前年比	増減率	
警察本部長等の援助申出受理件数	2,303	2,470	2,771	4,485	6,770	2,285	50.9%	
内訳 (複数計上)	被害防止措置の教示	1,189	1,063	1,103	1,574	1,884	310	19.7%
	被害防止交渉に必要な事項の連絡	139	136	139	233	285	52	22.3%
	行為者の氏名及び連絡先の教示	96	98	96	156	298	142	91.0%
	被害防止交渉に関する助言	194	215	184	324	365	41	12.7%
	被害防止活動を行う民間組織の紹介	43	42	39	40	131	91	227.5%
	被害防止交渉場所として警察施設の利用	137	160	128	154	210	56	36.4%
	被害防止に資する物品の教示又は貸出	416	417	455	535	704	169	31.6%
	警告等を実施した旨の書面の交付	41	25	26	46	47	1	2.2%
	その他被害防止のために適切な措置	1,173	1,548	1,773	3,186	4,840	1,654	51.9%

注) 「その他被害防止のために適切な措置」は、110 番緊急通報登録システムへの登録、住民基本台帳閲覧制限事務における支援 等

4 その他の対応

(2014.7.7 現在案)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	対前年比	増減率
被害者への防犯指導	11,074	12,951	12,429	16,453	19,005	2,552	15.5%
行為者への指導警告	4,331	5,887	5,409	7,410	9,199	1,789	24.1%
パトロール	2,122	2,605	2,416	3,307	5,494	2,187	66.1%
その他対応	1,245	1,402	1,391	1,818	2,197	379	20.8%
他機関等への引継ぎ	39	44	39	100	89	-11	-11.0%

注1)「その他対応」は、再被害防止対象者としての指定、防犯カメラ・GPS機能付き携帯電話機等の貸出し 等

注2)「他機関等への引継ぎ」の「他機関等」は、市町村、婦人相談所、医療機関 等

5 ストーカー事案の被害者・加害者の状況等

(1) 被害者の性別

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
男性	1,390	1,645	1,506	2,518	2,036	9.7%
女性	13,433	14,531	13,112	17,402	19,053	90.3%

(2) 被害者の年齢

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
10歳代	1,029	1,264	1,160	1,781	1,941	9.4%
20歳代	5,032	5,754	4,966	6,756	7,180	34.8%
30歳代	4,201	4,748	4,151	5,373	5,674	27.5%
40歳代	2,367	2,622	2,547	3,488	3,755	18.2%
50歳代	874	946	877	1,306	1,310	6.3%
60歳代	333	381	394	554	552	2.7%
70歳以上	70	95	96	137	164	0.8%
年齢不詳	474	47	112	64	80	0.4%
密接関係者	443	319	315	461	433	-

注)「密接関係者」とは特定の者と社会生活において密接な関係を有する者(友人、勤務先上司 等)をいう。

(3) 行為者の性別

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
男性	11,903	13,860	12,504	17,103	18,316	86.9%
女性	1,896	1,506	1,484	2,059	2,145	10.2%
不明	1,024	810	630	758	628	3.0%

(4) 行為者の年齢

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
10歳代	344	441	449	612	773	3.7%
20歳代	2,732	3,135	2,768	3,993	4,057	19.2%
30歳代	3,816	4,192	3,805	4,965	5,377	25.5%
40歳代	2,679	3,137	2,894	4,079	4,467	21.2%
50歳代	1,589	1,577	1,468	1,998	2,080	9.9%
60歳代	912	1,087	983	1,329	1,396	6.6%
70歳以上	279	348	313	505	523	2.5%
年齢不詳	2,472	2,259	1,938	2,439	2,416	11.5%

(2014.7.7 現在案)

(5) 被害者と行為者の関係

配偶者及び交際相手で約6割を占めている。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
特定の者	14,380	15,857	14,303	19,459	20,656	97.9%
配偶者(内縁・元含む)	1,215	1,413	1,279	1,843	1,923	9.1%
交際相手(元交際相手含む)	7,633	8,500	7,741	10,458	10,933	51.8%
知人友人	1,563	1,796	1,588	2,157	2,432	11.5%
勤務先同僚・職場関係者	1,291	1,420	1,299	1,800	2,091	9.9%
面識なし	824	874	805	1,149	1,221	5.8%
その他	618	739	721	1,103	1,069	5.1%
関係(行為者)不明	1,236	1,115	870	949	987	4.7%
密接関係者	443	319	315	461	433	2.1%
合計	14,823	16,176	14,618	19,920	21,089	

注)「その他」は、近隣居住者、客と従業員、医者・看護師と患者、教師と生徒 等

(6) 動機

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
ストーカー規制法に抵触する動機	13,113	14,434	13,450	18,303	19,426	92.1%
好意の感情	9,322	10,450	9,770	13,397	14,341	68.0%
好意が満たされず怨恨の感情	3,791	3,984	3,680	4,906	5,085	24.1%
ストーカー規制法に抵触しない動機	308	370	299	481	526	2.5%
精神障害(被害妄想含む。)	71	79	51	73	78	0.4%
職場・商取引上トラブル	8	13	8	13	21	0.1%
その他怨恨の感情	75	105	115	163	159	0.8%
その他	154	173	125	232	268	1.3%
不明	1,402	1,372	869	1,136	1,137	5.4%

注)「その他」は、離婚に伴うトラブル、金銭貸借トラブル、親権問題 等

(7) 行為形態別発生状況

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
1号 つきまとい・待ち伏せ等	7,607	8,477	7,746	10,650	10,854	51.5%
2号 監視していると告げる行為	1,092	1,193	1,106	1,436	1,571	7.4%
3号 面会・交際の要求	7,738	8,472	7,570	10,479	11,034	52.3%
4号 乱暴な言動	3,069	3,413	2,975	4,391	4,556	21.6%
5号 無言電話・連続電話	4,453	4,846	4,207	5,510	6,554	31.1%
6号 汚物等の送付	139	157	130	184	154	0.7%
7号 名誉を害する行為	793	788	706	969	934	4.4%
8号 性的羞恥心を害する行為	987	1,012	898	1,182	1,189	5.6%
その他(ストーカー規制法で規制されていない嫌がらせ行為等)	294	243	237	315	326	1.5%

注1) 複数に該当する事案はそれぞれに計上

注2)「その他」は、ストーカー規制法第2条第1項各号に該当しない単発的なメールの送信、法改正以前における連続メールの送信 等

(注:割合は、それぞれの項目で四捨五入していることから、合計が必ずしも100%にならない。)

参考資料 4

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の概要

【平成25年10月3日（第1については7月23日）施行】

第1 電子メールを送信する行為の規制

拒まれたにもかかわらず、連続して、電子メールを送信する行為を「つきまとい等」に追加すること。

第2 禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大

- (1) 禁止命令等を行うことができる公安委員会について、加害者の住所等の所在地、つきまとい等が行われた地又は被害者の居所の所在地を管轄する公安委員会にも拡大すること。
- (2) 警告又は仮の命令を行うことができる警察本部長等についても、(1)と同様とすること。

第3 つきまとい等を受けた者の関与の強化

1 禁止命令等に係る申出・通知

- (1) 警告を求める旨の申出をした者の申出によっても、公安委員会は禁止命令等を行うことができること。
- (2) 公安委員会は、(1)の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならないこと。
- (3) 公安委員会は、(1)の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならないこと。

2 警告に係る通知

- (1) 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を当該警告を求める旨の申出をした者に通知しなければならないこと。
- (2) 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該警告を求める旨の申出をした者に書面により通知しなければならないこと。

第4 ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援

国及び地方公共団体がストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援に努めなければならないことを明記すること。

第5 体制整備・民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置

国及び地方公共団体は、第4の支援、ストーカー行為等の防止に関する啓発等及び当該防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援を図るため、必要な体制の整備、当該組織活動

の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないこと。

第6 その他

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。ただし、第1は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。

2 経過措置

第3の2は、この法律の施行後に警告を求める旨の申出を受けた場合における警告について適用すること。

3 検討

- (1) ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。
- (2) 政府は、(1)の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、(1)の検討に当たって適切な役割を果たすものとする。